

論壇

税理士試験の出題のあり方について

— 税理士志望者倍増へのマイルストーン —

I はじめに

先般、平成19年度(第57回)税理士試験の概要が公告された。この公告を見て、冷房設備の無い大学の語学教室での受験を、遠い日の1コマとして懐かしく思い出すのは筆者のみではあるまい。

又、新司法試験においても租税法が選択科目ではあるが試験科目に付け加えられ、租税法の解釈・適用に関する事項について一定の素養を身につけた会計士及び弁護士が実務に従事し始めている(※1)

ところでここ数年來、試験問題が年々難化してきており、たとえ1年間受験準備に専念しても税法科目においては1科目の合格でさえなかなか覚束ない状況になりつつある、という話をよく耳にするようになった。

このように、他の士業から有為な若手有資格者が相当数参入する可能性が現実なものになりつつあるにも関わらず、現行税理士試験の試験内容が我々の業界の維持・発展を担う次世代の選抜に有効なものであるかどうかという点につき、税理士自ら検証してしかるべきだと思われるが、そのような話は終ぞ耳にしたことはない。

II 30歳以下の受験者の合格率の推移

国税庁が公表する税理士試験結果によると、30歳以下の受験者の合格率には大きな変化は見られない。但し、平成18年度受験者数は減少している(表1)

III 定期採用応募者に係る科目合格者数の推移

筆者の属する税理士法人は、毎年税理士試験終了直後に採用活動を定期的に行っているが、直近3年間の応募者に占める科目合格者

IV 税制改正に伴う負担の増大

限られた分析ではあるが、合格率といった点からすると試験問題が難化してきたという兆候は観察できない。しかしながら、難化の意味合いには受験期間の長期化といった要素も考慮

に入れざるべきだと考える。例えば最近の税制改正の質・量的変化は我々実務家ですらその対応に苦慮しているところからして、受験者にも相当の負担を与えているであろうとの推測は容

V 税理士試験の出題の範囲

税理士試験とは、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる(税理士法第6条)。

従って、その問題の内容も応用的問題とともに、租税に関する原理、基礎的学

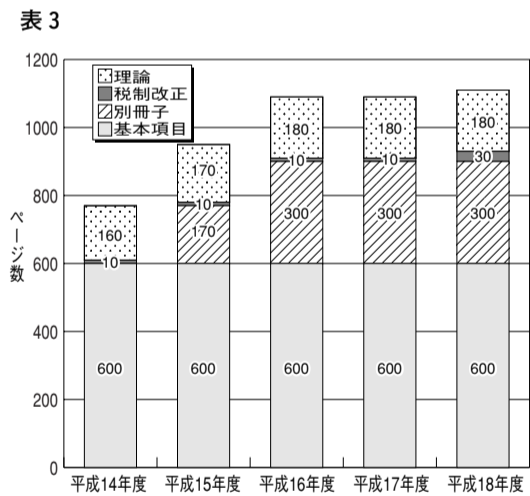
VI 税理士試験の出題のあり方について

記帳代行及び申告書作成業務といった事務処理のかなりの分野はITに取って代わられつつあり、むしろ経済的意思決定に当たり租税の側面についての確に助言し得る能力こそが今後他の士業からの参入者との競争にさらされる税理士に求められる「应用能力」だと考えるべきであろう。しか

るに、年々出題範囲が拡大されている状況のもと、相も変わらず数十年前と同様の学習スタイルを強いられる受験者の存在をして、今後税理士試験を経て税理士資格を取得することへの意義を見出し得る税理士志望

表1 (単位:人、%) 平成15年度から平成18年度までの年齢別受験者数、合格者数、合格率の推移。

表2 科目合格数別の平成16夏応募、平成17夏応募、平成18夏応募の割合と平均年齢。



※1 平成18年新司法試験の合格者数1,009人のうち、租税法は55人(5.4%)が選択している。又、平成18年公認会計士試験の合格者は3,108人である。

※2 平成15年度開講講座から「企業組織再編成」と「自己株式」の項が別冊子で取り扱われ、平成16年度分から「連結納税」の項が別冊子として加わり、さらに平成18年度分から「改正税法」の解説頁が大幅に増加している。

※3 税理士法逐条解説 新訂版 40頁。

※4 公認会計士・監査審査会から租税法の出題範囲が公表されており、具体的には「法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的理解を問う基礎的出題とする。」(傍線筆者)とされており、さらに国際課税、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当分の間、出題範囲から除外する旨も明らかにされている。



千田 裕 【麻布】